

意見募集要領

「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」(環境配慮契約法基本方針)の改定案について、御意見のある方は、以下の要領に沿って御提出ください。本募集要領に沿っていない場合、御意見は無効となる場合がありますので御注意願います。

いただいた御意見は、環境配慮契約法基本方針改定案の今後の取りまとめにおいて参考とさせていただきます。なお、御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

1. 意見募集対象

環境配慮契約法基本方針の改定案のうち、今回内容の変更を予定している箇所を対象とします。解説資料は意見募集の対象といたしません。これに対して御意見をいただいた場合、今後の環境配慮契約法基本方針の見直しの際の参考とさせていただきます。

2. 募集期間

平成21年12月18日(金)～平成22年1月17日(日)

3. 意見提出方法

【意見提出様式】を使用し、以下のいずれかの方法で御提出ください。

(1) 電子メール

宛先: ek@env.go.jp

○下記【意見提出様式】の項目に従い、メール本文にテキスト形式で記載してください。

ファイル添付や HTML 形式による御提出は受理いたしかねますので御遠慮願います。

○件名を「環境配慮契約法基本方針改定案への意見」としてください。

○氏名、職業、住所、電話番号は必ず本文中に御記載願います。

(2) 郵送

宛先: 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省 総合環境政策局環境経済課 グリーン契約推進係

○下記【意見提出様式】に従って、A4サイズ用の紙に記入し提出してください。

○封筒に赤字で「環境配慮契約法基本方針改定案への意見」と記載して下さい。

(3) FAX

FAX 番号: 03-3580-9568

○下記【意見提出様式】に従って、A4サイズの用紙に記入し御提出ください。

<注意事項>

○電話での御意見は受理いたしかねますので、御了承ください。

○御提出に当たっては、必ず氏名、職業、住所、電話番号を明記してください。

○御意見の対象となる箇所がわかるように御記載ください。また、簡潔かつ趣旨がわかるように、日本語で御記載ください(200字以内を目安としてください)。

○1枚(1通)につき1つの御意見を御記入ください。

○御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを除き、全て公開される可能性のあることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合又は法人

等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に該当箇所を伏せさせていただきます。

○締切日までに到着しなかったもの及び下記に該当する内容については無効といたします。

- 個人や特定の団体を誹謗中傷するような内容
- 個人や特定の団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
- 個人や特定の団体の著作権を侵害する内容
- 法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
- 営利活動等営利を目的とした内容

4. 意見記載方法

下記の項目について記入し御提出ください。

【意見提出様式】

* 各項目は必ずこの順番で記入してください。

- ①【件 名】「環境配慮契約法基本方針改定案への意見」
- ②【宛 先】環境省 総合環境政策局環境経済課 グリーン契約推進係
- ③【氏 名】(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
- ④【職 業】(企業の場合は業種)
- ⑤【郵便番号 住所】
- ⑥【電話番号】
- ⑦【FAX 番号】
- ⑧【意 見】
 - ㊤ < 対象箇所 >
(どの部分についての意見か、該当箇所がわかるように明記してください。)
 - ㊦ < 意見内容 >
 - ㊧ < 理由等 >

5. 公表資料の入手方法

環境配慮契約法基本方針の改定案は、以下により入手可能です。

(1) 環境省ホームページのパブリックコメント欄

(<http://www.env.go.jp/info/iken.html>)においてダウンロード可能です。

(2) 環境省 総合環境政策局環境経済課の窓口において配布

(3) 郵送による送付

郵送による入手を希望される方は、290円切手を貼った返信用封筒(A4版の資料が折らずに入るもの。送付先の郵便番号、住所、氏名を明記のこと。)を同封の上、赤字で「環境配慮契約法基本方針改定案送付希望」と記載した封筒で、3.(2)の宛先まで送付してください。